

輸出令別表第 1 の解釈

<輸出令別表第 1 の 5 の項の解釈>

<p>繊維（有機繊維、炭素繊維及び無機繊維を含む。）</p>	<p>次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ. 連続したモノフィラメント、ヤーン及びロービング</p> <p>ロ. テープ、ファブリック、ランダムマット及びブレイド</p> <p>ハ. チョップされた繊維、ステープルファイバー、繊維を集めて作ったブランケット</p> <p>ニ. 単結晶又は多結晶のウイスキー（あらゆる長さのものを含む）</p> <p>ホ. 芳香族ポリアミドパルプ</p>	
<p>貨物等省令第 4 条第二号の成型品</p>	<p>板、棒、シート、塊、管及び線の形状（航空機用又は船舶用についてはあらゆる形状）のものをいう。</p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く</p> <p>イ 民生用に設計されたスポーツ用、自動車用、工作機械用及び医療用の成型品</p> <p>ロ 4 の項で掲げる民間航空機の補修のための成型品（炭素繊維にエポキシ樹脂を含浸したものに限り）であって、次のすべてに該当するもの</p> <p>（一）面積（最大投影面積をいう。）が 1 平方メートル以下のもの</p> <p>（二）一辺の長さが 2.5 メートル以下のもの</p> <p>（三）幅が 15 ミリメートルを超えるもの</p>
<p>貨物等省令第 4 条第二号ロ（一）の炭素繊維を使用した同号ロの成型品</p>		<p>繊維を二次元に織り込んだ成型品又は半製品であって、金属の焼き戻し用の熱処理炉又はけい素ボール製造装置用に設計されたものを除く。</p>